

<p>(2) 機構医療安全施策の推進状況確認 (略)</p> <p>4 その他 (略)</p> <p><u>改定歴</u></p> <p><u>令和 8 年 3 月 5 日 一部改定</u></p> <ul style="list-style-type: none"><u>・ 病院実地監査の実施月を原則 10 月、2 月とする。</u><u>・ II 年目以降の順を循環器呼吸器病センター、精神医療センター、足柄上病院の順とする。</u><u>・ III 年目の 2 回目の対象病院をこども医療センターとする。</u><u>・ IV 年目以降は I 年目から III 年目の順に従い、監査を実施する。</u>	<p>(2) 機構医療安全施策の推進状況確認 (略)</p> <p>4 その他 (略)</p>
--	---